		日	号外	ページ
八七	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二〇	295	六八
八八	電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令	二五	300	一五
八九	中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令	二五	300	一五
九〇	火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令	二六	302	一〇
九一	特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則	二七	303	九五
九二	特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則	二七	303	九六
九三	特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則	二七	303	九八
九四	特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則	二七	303	九九
	○国土交通省			
一〇二	航空法施行規則及び自動車登録規則の一部を改正する省令	二		三
一〇三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令	九	285	一
一〇四	海上保安庁組織規則の一部を改正する省令	一一		一
一〇五	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則	一二		二
一〇六	建設業法施行規則等の一部を改正する省令	一二	288	一
一〇七	港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二四	299	二三
一〇八	港湾調査規則の一部を改正する省令	二四	299	二四
一〇九	海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令	二七	303	一〇一
一一〇	地方航空局組織規則の一部を改正する省令	二七	303	一〇五
一一一	建築基準法施行規則等の一部を改正する省令	二七	303	一〇七
一一二	航空法施行規則の一部を改正する省令	二七	303	一〇八
	○国土交通省、環境省			
四	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令	二七	303	一〇六
五	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令	一一	287	一三
	○環境省			
三一	独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令	一〇	286	一八
三二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一六	290	一
三三	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令	一八	293	一一
三四	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令	一八	293	一一
三五	海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令	一八	293	一一
	規　則			
	○防衛省			
一〇	防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令	二五	300	一五
一一	防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令	二五	300	一五
	○人事院			
九―三〇―一一一	人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則	二	280	二七
一〇―四―三七	人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則	二	280	二八
一五―一四―四三	人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則	二	280	二八
一五―一五―二一	人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則	二	280	二九
一―四―三一	人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六〇
九―一―二六	人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六〇
九―八―九三	人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六〇
九―一七―一七一	人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六〇
九―三四―三三	人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六一
九―四〇―六二	人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六三
九―一五二	令和六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え	二五	300	一六三
一七―〇―一四八	人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六三
	○公正取引委員会			
五	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則	一三	289	一九
	○個人情報保護委員会			
五	個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則	六		二
	○内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁			
一	内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和六年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件	九	285	五
	○内閣府			
一三八	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第九条の二第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件	二		四

告　示